⑹　追加工事　無
⑺　工事実施形態
①　上記⑵に示す工事（以下「本工事」という。）は、申請時に「企業の技術力」、「配置予定技術者」、「施工計画」等について記述した競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受付け、入札時に価格と価格以外の要素を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事です。
②　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事です。
③　本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事です。
④　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行います。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができます。なお、紙入札方式の承諾に関しては、西日本支社総務部契約チームに承諾願（ホームページに掲載している電子入札運用基準の様式１及び２）を提出するものとします。
電子入札システムで使用することができるＩＣカードについては、ホームページに掲載している電子入札運用基準で確認し、必要に応じて年間委任状等を提出するものとします。

2　競争参加資格　競争に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。
⑴　契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。
⑵　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間経過しない者でないこと。
⑶　当機構関西地区における平成25・26年度建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
⑷　当機構関西地区における平成25・26年度建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）
⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑹　次に掲げる工事の実績を有する者であること。
①　単体で申請の場合は、以下の条件を満たすこと。
平成16年度以降（平成16年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが済んでいる本工事と同種の工事（以下「同種工事」という。）の元請としての施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
同種工事は、学校教育法第１条による学校施設の新築建築工事（鉄筋コンクリート造の校舎（又は校舎及び屋内運動場・付属施設を含む）で、床面積5,000㎡以上）であること。
なお、経常建設共同企業体として申請する者は、いずれかの構成員が上記同種工事の実績を有しているものとし、他の構成員は下記②㈺に示す工事の実績を有すること。
②　共同で申請の場合は、以下の㈠及び㈺の条件を満たし、かつ、特定建設工事共同企業体の構成員として、下記⑸の特定建設工事共同企業体の構成員基準に基づいて結成された特定建設工事共同企業体であり、さらに、下記⑽に基づき当機構から本工事に係る競争参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体でなければならない。
㈠　特定建設工事共同企業体の代表者は、上記①の要件を満たす者であること。
㈺　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成16年度以降（平成16年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが済んでいる以下に示す工事の元請としての施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
・学校教育法第１条による学校施設の新築建築工事（鉄筋コンクリート造の校舎（又は校舎及び屋内運動場・付属施設を含む））であること。
⑺　次に掲げる主任技術者又は監理技術者を配置できること。
①　単体で申請の場合、以下の㈠～㈢の条件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
㈠　本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者であること。
㈺　平成16年度以降（平成16年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが済んでいる同種工事の元請としての施工経験を有すること。
同種工事は、上記⑹①に同じ。
㈩　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
㈢　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
なお、経常建設共同企業体として申請するものは、いずれかの構成員が代表で上記㈠～㈢の要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を１名置くほか、他の構成員は建設業法第26条による技術者（国家資格を有する者）を専任で配置できること。
②　共同で申請の場合の代表者は、上記①㈠～㈢の要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
③　共同で申請の場合の代表者以外の構成員は、上記①㈠、㈩、㈢及び以下の元請としての施工実績要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
・学校教育法第１条による学校施設の新築建築工事（鉄筋コンクリート造の校舎（又は校舎及び屋内運動場・付属施設を含む））であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
⑼　工事請負契約の履行にあたって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。
⑽　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑾　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
⑿　当機構西日本支社（所管事務所を含む。）発注工事のうち、資料の提出期限日から過去１年以内に完成し、引渡しを受けた工事において、工事成績評定点が60点未満のものがないこと。
⒀　当機構が関西地区において平成24年４月１日以降に発注した工事種別「建築」（同期間内に工事種別「枠組み協定一括発注」、「追加工事協定一括発注」又は「枠組み協定型一括入札」が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「建築」を対象とする。「以下本項において同じ。」）において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定で68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、競争参加資格の確認基準日において、下記の条件を満たしていること。
①　当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。
②　当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。